

議案第 18 号

つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 14 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成31年つくば市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第 6 条及び第 8 条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「1,000円を超えるときは、1,000円」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) その選挙におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数が生じたときは、これを1

円に切り上げる。)

- (2) その選挙におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のつくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額の引き上げを行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成31年つくば市条例第14号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略）</p> <p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求により、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超えるときは、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者について法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金</p>	<p>第1条—第3条（略）</p> <p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求により、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超えるときは、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者について法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金</p>

額に達するまでの部分の金額であることについて、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

第5条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、次に掲げる算式により算出される額(以下「限度額」という。)の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

候補者1人についての限度額 = $7円73銭 \times$ 選挙運動用ビラの作成枚数 (当該枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数)

第7条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者(前条の規定により届出をした者に限る。)が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が $7円73銭$ を超えるときは、 $7円73銭$) に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。

第9条・第10条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき

額に達するまでの部分の金額であることについて、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

第5条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、次に掲げる算式により算出される額(以下「限度額」という。)の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

候補者1人についての限度額 = $7円51銭 \times$ 選挙運動用ビラの作成枚数 (当該枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数)

第7条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者(前条の規定により届出をした者に限る。)が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が $7円51銭$ を超えるときは、 $7円51銭$) に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。

第9条・第10条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき

作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に、作成枚数（当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数を超えるときは、当該1.1を乗じて得た数。この場合において、1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げる。）を乗じて得た金額を、第9条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当該ポスター作成業者に支払うものとする。

(1) その選挙におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。）

(2) その選挙におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。）

第12条（以下略）

作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が1,000円を超えるときは、1,000円

_____）に、作成枚数（当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数を超えるときは、当該1.1を乗じて得た数。この場合において、1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げる。）を乗じて得た金額を、第9条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当該ポスター作成業者に支払うものとする。

第12条（以下略）